

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務
②事務の概要	<p><住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務について【令和4年12月31日終了】> 【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務】 「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年5月26日付府政経運第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給のための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>○概要 本給付金に係る支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>○事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯に対する支給 令和3年12月10日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金を支給する。 ・家計急変世帯に対する支給 課税世帯であるものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和4年1月以降の月の収入が均等割非課税相当に減収となった世帯については、申請により非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯からの申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。 <p><住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務について【令和5年1月31日終了】> 【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務】 「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日付府政経運第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給のための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>○概要 本給付金に係る支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>○事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯に対する支給 令和4年9月30日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金を支給する。 ・家計急変世帯に対する支給 課税世帯であるものの、予期せず令和4年1月から令和4年12月の間で家計が急変し、月の収入が均等割非課税相当に減収となった世帯については、申請により非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯からの申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。
③システムの名称	臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援給付金システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)第9条第1項及び別表第1の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示5号 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定) <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第1の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示7号 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第59条の4</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第59条の4</p> <p>※情報提供は実施しない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 福祉総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

